

## 〔別記様式1〕

## 第1 権利設定（貸借）関係

## 1 各筆明細

乙 捨印 

甲 捨印 

整理番号		農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（乙）	(氏名又は名称)		(住所)			(電話番号) (携帯)			
		農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）	(氏名又は名称)		(住所)			(電話番号) (携帯)			
		権利の設定をする土地の（甲）以外の権原者等（丁）	(氏名又は名称)		(住所)			(電話番号) (携帯)			
権利の設定をする土地（A）				農地中間管理機構に設定する権利（B）						備考	
番号	所 在	現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃 10a 当り	借賃の支払方法	円換算額 10a 当り (物納)	
1											
2											
3											
4											
5											
合計 筆 m <sup>2</sup>											
権利の設定をする土地（A）				(乙)に設定する権利（C）						備考	
番号	所 在	現況地目	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃 10a 当り	借賃の支払方法	円換算額 10a 当り (物納)	
同上（農地中間管理機構に権利を設定する内容と同じ）											
この計画に同意する。											
農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（乙）				住所：（同上） 氏名又は名称				印			
農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）				住所：（同上） 氏名又は名称				印			
農地中間管理機構に権利の設定をする者以外の者で権利の設定をする土地につき所有権その他の使用収益権を有する者（丁）				住所：（同上） 氏名又は名称				印			

## [別記様式1 (裏面)] 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより、権利を設定する者（以下「甲」という。）から農地中間管理機構（以下「丙」という。）を通して権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）に設定される権利は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

### (1) 転貸又は譲渡

乙は、各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

### (2) 貸借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める権利の設定については、乙が当該権利の設定等を受けた土地について、いかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

### (3) 借賃の変更及び減額

ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減額を請求しない。

イ 本計画に同意した後に、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃等の動向などの情報を勘案して借賃の変更をする場合には、甲、乙、丙及び市町が協議して定める額に変更することができる。

ウ 乙から丙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき借賃は、甲、乙、丙及び市町が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

### (4) 借賃の支払期限及び猶予

〔金納〕ア 9月末日までに賃借権が設定された場合の初回の支払期限は、乙が丙に支払う借賃は11月末日、丙が甲に支払う借賃は12月25日とする。また、10月1日以降に賃借権が設定された場合の初回の支払期限は、それぞれ翌年の同日とする。2回目以降はそれぞれ毎年同日を支払期限とする。

イ 甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期日までに借賃の支払をすることのできない場合には、原則、1年を限度として、相当と認められる期日まで、その支払を猶予する。

〔物納〕ア 乙は毎年10月末日までに主食用玄米を甲に納め、履行確認は乙から提出される納品完了報告書によって行う。なお、物納による問題が生じた場合は、甲及び乙で誠意と責任をもって解決する。

イ 11月10日を過ぎても納品完了報告書の提出がない場合であって、その後、丙から提出依頼を受けてもなお未提出の場合は、丙による金銭決済の決定に従うものとする。なお、円換算額は、その場合の金銭決済及び不動産の使用料等の支払調書への記載に使用する。

### (5) 境界の明示

甲は、乙又は丙が当該土地の境界の明示を求めたときは、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

### (6) 負担の除去

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

### (7) 遅延損害金

ア 乙は、丙が別途定める期日までに借賃を支払わない場合は、丙に対し、支払期日の翌日から支払い日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

### (8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙又は丙が修繕することができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 丙が農地中間管理権を設定する当該土地については、機構関連事業（土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。））が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の定めるところによるものとする。

### (9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

### (10) 権利の消滅

天災その他、甲、乙及び丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達成することができないときは、本計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

### (11) 目的物の返還

権利の存続期間が満了又は解約したときは、乙はその満了又は解約の日から30日以内に、丙を通じて甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、天災その他の不可抗力、修繕、改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙及び丙は原状回復の義務を負わない。

### (12) 農地の定着物（農業用ハウス等作物、果樹等永年性作物等）に関する取扱い

ア 定着物が設置されている状態で農地を借り受けた場合には、甲と乙の間で貸借期間中の管理内容、修繕、返還時の条件等について協議し、「定着物に関する確認書」を作成する。

イ 乙が借り受けた農地に新たに定着物を設置する場合は、その定着物の内容や期間満了時又は解約時の取去の条件などについて、甲と乙の間で事前に協議し、「定着物に関する確認書」を作成する。

なお、乙が行う定着物の取去について、丙はその義務を負わず乙は甲に対して直接取去の義務を負う。

### (13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び丙は、本計画にて設定される権利に関する事項は変更しないものとする。

ただし、甲、乙、丙及び市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (14) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、権利の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、報告を求められたときは丙に報告しなければならない。

### (15) 農地法その他の農業に関する法令の遵守

乙は、次のア～オを行った場合はその旨を丙に別表3により申告しなければならない。申告の対象となる期間は、ア～イは1の各筆明細の権利の設定始期から起算して過去3年以内、ウ～オは1の各筆明細の権利の設定始期時点とする。なお、計画の同意後から権利の始期時点までの間にア～オの行為があった場合は、その旨を丙に別表3により申告するものとする。

ア 農地法第3条、第4条、第5条及び農地法第42条第1項の命令違反（農地法第3条で偽りその他不正の手段により許可を受けた場合、農地法第51条第1項第2号～第4号に該当する者も含む）

イ 所有権を取得した農地等について、耕作又は養畜の事業に供することなく取得後3年以内に他者へ譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為

ウ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2及び第15条の3の命令に違反

エ 農薬取締法第24条違反

オ 育成者権及び専用利用権の侵害（種苗法第20条及び第25条参照）

### (16) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び市町が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考

別表3 農地法その他の農業に関する法令の違反等の内容

違反等の時期	項目 ((15)のア～オ) 又は法令名	内容	理由 ((15)のエの行為を行った場合のみ記入)

（各筆明細記載注意）

(1) (A)欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きする。1筆の一部について権利が設定される場合には〇〇〇〇m<sup>2</sup>の内〇,〇〇〇m<sup>2</sup>と記載し当該部分を特定できる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

(2) (B)欄の「権利の種類」は「賃借権」等と記載、「内容」は権利の設定による当該土地の利用目的（例：水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載、「存続期間（終期）」は「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載、「借賃」は当該土地の1年分の10a当り借賃の額を記載、「円換算額」は物納の場合に「借賃10a当たり」を金銭に換算した額を記載する。

(3) (丁)欄は、貸し手以外に権原者がいないときは記入を要しない。